

根室市結婚新生活支援事業補助金 申請マニュアル



【申請期間】 婚姻した年度の4月1日～翌年度の3月31日

【問い合わせ】根室市役所健康福祉部こども子育て課
電話 0153-23-6111

※受付時間は、平日午前8:45～午後5:30までとなります

(1)補助金の内容

対象世帯

婚姻した年度の4月1日～翌年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦で、以下のすべてを満たす世帯

- 婚姻日において、夫婦のいずれもが39歳以下であること
(※民法上、誕生日の前日に年齢到達日となります)
- 対象となる住宅が市内にあり、申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 夫婦のいずれもが暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護または他の公的給付を受けていないこと
- 過去に夫婦の双方又は一方がこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと(他自治体も含む)
- 夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、2年以上市内に定住する意思があり、確約できること。

補助金額

①夫婦ともに29歳以下の場合

1世帯当たり 最大 100万円

⇒内訳(住居費用+引越費用:最大60万円、準備費用:最大40万円)

②夫婦ともに39歳以下で①の条件以外

1世帯当たり 最大 70万円

⇒内訳(住居費用+引越費用:最大30万円、準備費用:最大40万円)

対象経費

婚姻した年度の4月1日～翌年3月31日までに支払いが完了した次の費用

①住宅取得費

市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の建物購入費用

②住宅賃借費

市内の住宅を賃借した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
※勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当の対象となる費用については補助金の対象外

③リフォーム費用

婚姻に伴い引っ越しした住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

④引越費用

引越業者又は運送業者への支払いをした引っ越しに係る費用

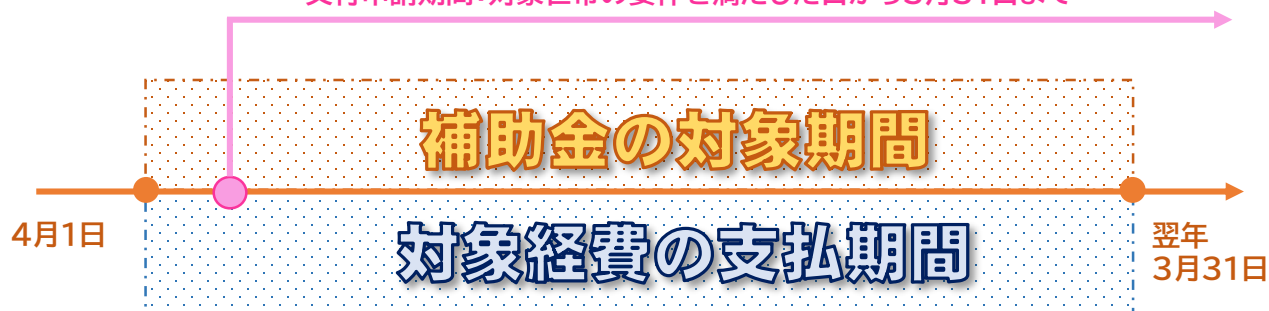
⑤準備費用

家具、家電製品等の購入に係る費用 ※市内で購入したものに限り
※主な対象については4ページをご覧ください。

全体イメージ図

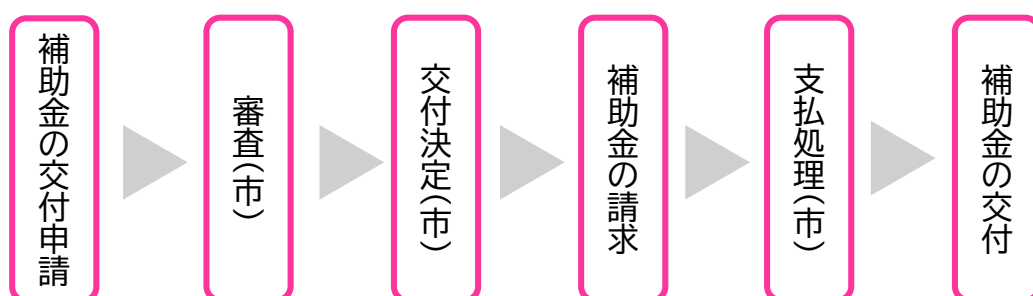
※任意のタイミングで申請いただけます。
(ただし、婚姻した年度の4月1日～翌年3月31日までの間となります)

交付申請期間:対象世帯の要件を満たした日から3月31日まで



交付申請の流れ

※詳細は3ページ目をご参照ください



(2) 交付申請の流れ

1. 対象世帯の要件を確認

対象世帯(1ページ目を参照)に該当することを確認してください

2. 必要な書類を揃える

必要書類

- 婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)または婚姻届受理証明書
- 世帯全員の住民票の写し(本籍・筆頭者、世帯主・続柄が記載されたもの)
- 前年の所得が確認できる所得証明書【ご夫婦分】
(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年のもの)
- 契約書の写し
 - 【建売の場合】売買契約書
 - 【新築または改修の場合】工事請負契約書またはこれに相当するもの
 - 【賃貸の場合】賃貸借契約書
- 市税の滞納のない証明書【ご夫婦分】(納税証明書)
- 住居費用、引越費用、準備費用(家具・家電製品)の領収書など
支払ったことが分かる書類

※次の場合に該当する場合は、対象の必要資料も添付してください。

- 貸与型奨学金の支払いを行っている場合:年間返済額が分かる書類の写し
- 勤務先から住居手当が支給されている場合:住宅手当支給証明書(様式第2号)

3. 補助金の交付申請

根室市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)、
誓約書兼同意書(様式第3号)と

必要書類を添付して、本庁舎1F こども子育て課に提出してください。

▶提出締切:婚姻した年度の3月31日まで

※超過した場合はいかなる理由であっても受理できませんので、ご注意ください

4. 補助金の交付申請

交付申請の審査を行い、補助金の交付が決定した方には
市役所から次の書類をお届けします。

根室市結婚新生活支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第4号)
根室市結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第5号)

5. 補助金の交付請求

請求書(様式第5号)に必要事項を記入し、振込先がわかる通帳の写しと併せて、
提出してください

準備費用の主な対象

1 家電類

冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、オーブントースター、テレビ、パソコン、アイロン、炊飯器、照明器具、冷・暖房器具、エアコン、扇風機、ドライヤー、ポット、電気ケトル、電源タップ など

2 家具・インテリア

カーテン類、ラグ、カーペット、じゅうたん、ソファ、クッション、椅子(チェア)、タンス、ベッド、寝具、リビングテーブル、食器棚、ダイニング用家具、テレビ台、パソコンデスク、ドレッサー、本棚、ハンガーラック、キッチンワゴン、シューズボックス、掛け時計 など

※なお 結婚新生活の準備とは関係ないものに関しては、補助対象外となります。

上記以外で、新生活に係る準備品と思われるものがあれば、
根室市役所こども子育て課(☎0153-23-6111)までお気軽にご相談ください。